

平成 29 年度輸出先国の規制に対応する
ためのサポート体制整備委託事業
報 告 書

平成 3 0 年 3 月 9 日

一般社団法人全国植物検疫協会

目 次

1. 事業の背景及び目的	1
2. 事業の取り組み内容	3
(1) サポート事務局の設置及び業務	3
(2) 専門家リストの整備	4
(3) 相談窓口の設置	7
(4) 産地等の現状把握の実施	21
(5) 専門家による技術的サポートの実施	26
(6) 第2回有識者検討委員会の意見を踏まえた改善	28
3. 事業の実施結果	30
(1) 輸出産地カルテの作成状況	30
(2) 技術的サポートの実施状況	34
4. サポートの取り組み事例	36
(1) 事例1（新たに輸出を始めたい）	36
(2) 事例2（輸出先国の拡大）	37
(3) 事例3（不合格となった植物の選別指導）	38
(4) 事例4（二国間合意事項の手続き等）	39
(5) 事例5（査察対応）	40
(6) 事例6（セミナーの講師）	41
(7) 事例7（協議会参加）	42
5. 成果と課題	43
6. 今後の取り組みについて	45
(1) 専門家の拡充	45
(2) 相談窓口の設置	45
(3) 広報の強化	45
(4) サポートの充実	46
(5) サポート時に使用する資料の充実	46
7. サポートに使用した主な資料	47

1. 事業の背景及び目的

農林水産省は、平成28年5月に農林水産業・地域の活力創造本部において、「農林水産業の輸出力強化戦略」^{*1}を取りまとめた。当該輸出力強化戦略に沿って我が国の農産物の輸出を今後さらに推進するに当たっては、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準に則した防除体系・栽培方法等の普及を強力に進めていくことが不可欠である。これには、輸出先国に存在しない特定の病虫害が我が国に存在している場合、特別な防除や選果等の作業が必要となること、輸出先国において輸出しようとする農産物が生産されておらず、残留農薬基準値が極めて低く設定されている場合、我が国で使用可能な農薬が限定されていることなどの課題を解決する必要がある。

一般社団法人全国植物検疫協会（以下「全植検協」という。）では、「平成29年度輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業」（以下、本事業）を受託した。植物検疫や病虫害防除などの専門家等から構成されるサポート体制を整備し、輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者の意向や課題を聴取・分析するとともに、専門家を現地に派遣等することにより、産地等の実態に合ったきめ細やかな技術的サポートを行い、輸出先国の規制に則した防除体系や栽培方法等の普及を促進するため、農林水産省の委託内容に基づき次の6つの取り組みを実施した。なお、事業の開始に当たって、農林水産省消費・安全局植物防疫課と協議の上、計画を作成したほか、事業の進捗状況を定期的に報告した。

- ① サポート事務局の設置及び業務
- ② 専門家リストの整備
- ③ 相談窓口の設置
- ④ 産地等の現状把握の実施
- ⑤ 専門家による技術的サポートの実施
- ⑥ 第2回有識者検討会の意見を踏まえた取り組み

^{*1} 農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kyouka_senryaku/h28_senryaku.html）参照

なお、事業のイメージを図1に示す。

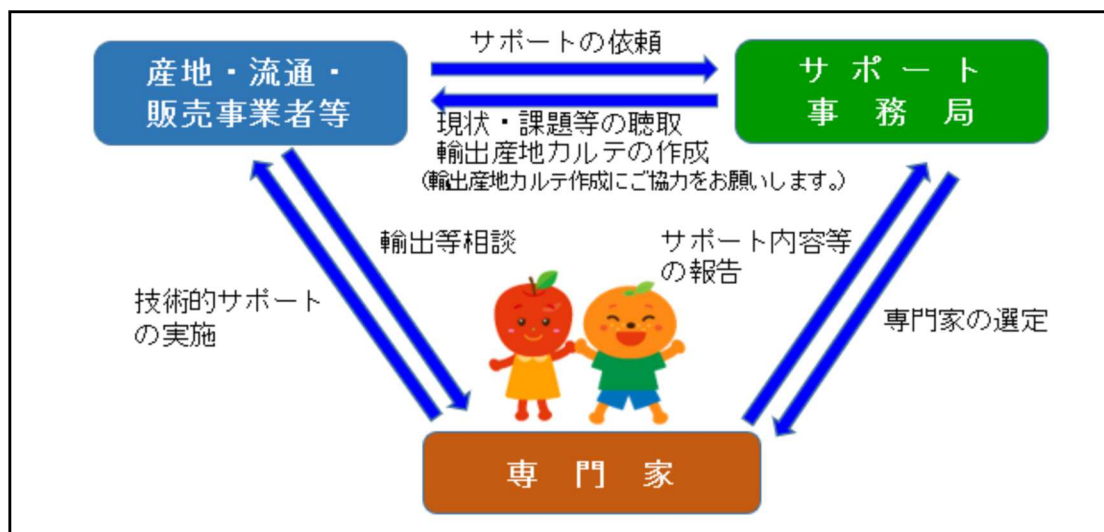


図1 事業のイメージ

2. 事業の取り組み内容

(1) サポート事務局の設置及び業務

全植検協は、本事業を円滑に推進するため、全植検協内にサポート事務局を設置した。

サポート事務局の主な業務は以下のとおりである。

- ① 専門家の登録に関し、専門家選定委員会との連絡調整及び専門家への委嘱等の事務
- ② 相談窓口の設置に係る事務
- ③ 相談窓口に寄せられた相談、問合せに係る対応等の調整及びサポート実施に伴う専門家の選定
- ④ 専門家とのサポート方針の協議及び調整
- ⑤ サポート実施のための資料の作成
- ⑥ サポート実施後の産地・事業者カルテ（以下、輸出産地カルテ）の確認・整理
- ⑦ サポート実施に伴う専門家への報酬等の支払い
- ⑧ リーフレットの作成及びインターネットサイトを用いた広報の実施 など

なお、サポート事務局では本事業の実施に先だち平成29年4月に、植物検疫、病害虫防除・栽培管理、農薬の適正使用（残留農薬）等に係る知識を有する委員6名からなる第1回有識者検討会を開催した。その意見を踏まえて、平成29年度輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業の計画を作成し、この計画に基づき、今年度の事業を開始した。

また、事業年度の中間期（平成29年11月）に第2回有識者検討会を開催し、サポート事務局から委員に対して平成29年10月末までの事業の実施概要を報告した。委員からの改善点等の意見を踏まえ、事業内容の見直しを行った。

さらに、事業年度末（平成30年3月）に、第3回有識者検討会を開催した。第3回有識者検討会においては、サポート事務局から1年間の事業の実施概要を報告したほか、平成29年度に産地等に派遣した専門家3名から具体的な技術的サポートを紹介してもらった。サポート事務局は、委員からの事業の成果や課題、今後の取り組み

に係る助言等を踏まえて、事業報告書を取りまとめた。

(2) 専門家リストの整備

専門家は、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理、③農薬の適正使用（残留農薬）等の各分野において、現場指導の経験や知識を有する者を全国的に募集し、本事業への協力に理解を示し、現場指導の対応が可能な専門家としての資質を有する者を選定した。選定した専門家は、表1の様式により専門家リストとして取りまとめ、サポート事務局が専門家と連絡する際に利用した。

表1 専門家リスト

平成29年度輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業の専門家リスト									
分野	氏名	所属等	住所	電話番号	FAX番号	eメールアドレス	現場指導の経験の内容	希望地域	
1									
2									
3									
4									
5									

専門家の選定に当たっては、植物検疫、病虫害防除・栽培管理又は農薬の適正使用（残留農薬）に係る業務に5年以上従事した経験のある有識者6名からなる専門家選定委員会を開催した。有識者の助言を踏まえて専門家を登録することで、産地等に派遣する専門家の基準を設定した。

サポート事務局は、次の取り組みを実施した。

ア 専門家の募集

サポート事務局は、関係機関を通じて、植物検疫、病虫害防除・栽培管理又は農薬の適正使用（残留農薬）等に係る各分野の専門家を全国規模で募集するとと

もに、全植検協ホームページ^{*2}にも募集案内を掲載した。

(ア) 植物検疫に係る専門家の募集

サポート事務局は、各地域にある植物検疫協会及び植物防疫協会等（以下、「地域協会等」という。）に勤務し植物検疫業務に携わった経験のある者及び過去に植物防疫所に勤務した経験のある者に対し、各ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）への配置を見込み30～50名程度募集した。

(イ) 病虫害防除・栽培管理に係る専門家の募集

サポート事務局は、農林水産省消費・安全局植物防疫課が推薦する者や日本技術士会の会員（農業部門・植物保護）などで病虫害防除や栽培管理の知識を有する者を100名程度募集した。

(ウ) 農薬の適正使用（残留農薬）に係る専門家の募集

サポート事務局は、全国農薬協同組合が推薦する者で農薬の適正使用や諸外国の残留農薬等の知識を有する者を50～70名程度募集した。

イ 専門家の選定・登録

サポート事務局は、専門家の選定に当たって、第1回専門家選定委員会を平成29年4月に開催した。第1回専門家選定委員会の承認を得て、6月1日に122名の専門家を登録した。その後、平成29年6月には全植検協ホームページにおいて専門家の募集案内を掲載するとともに、同年7月には（公財）日本技術士会に文書により専門家の募集依頼を行った。その結果、新たな専門家の応募があるごとに、専門家選定委員会を開催した（平成29年度中に計5回）。その結果、7月に6名、11月に4名、12月に4名、平成30年2月に2名の専門家を追加登録し、平成30年2月末時点では表2のとおり138名となった。

^{*2}（一社）全国植物検疫協会ホームページ（<http://www.zenshoku-kyo.or.jp/>）参照

表 2 専門家の登録状況（平成 30 年 2 月末現在）

分野	植物検疫	農薬適正使用 (残留農薬)	病虫害防除・ 栽培管理	植物検疫 農薬適正使用 (残留農薬)	病虫害防除・ 栽培管理 農薬適正使用 (残留農薬)	植物検疫 病虫害防除 農薬適正使用 (残留農薬) GAP	計
登録数	47 名	80 名	8 名	1 名	1 名	1 名	138 名

ウ 専門家の業務

サポート事務局は、専門家選定委員会において選定された専門家に対して、速やかに全植検協の会長名をもって委嘱した。専門家の業務は以下のとおりである。

- ① 産地等における輸出に関する意向、現状、課題等の聴取
- ② 技術的サポート方針の協議
- ③ 産地等に関わる関係者による検討体制の構築
- ④ 輸出先国の植物検疫要求等に基づく、植物検疫に係る手続き等、病虫害防除・栽培管理又は農薬の適正使用（残留農薬）等に係る技術的サポートの実施
- ⑤ 技術的サポートの実施に係る輸出産地カルテの作成
- ⑥ 全植検協への報告及び必要な書類の提出
- ⑦ その他全植検協が指示する事項

（３）相談窓口の設置

相談窓口は、輸出に取り組もうとする産地や流通事業者などが電話やファックス等で問い合わせができるよう北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄単位など地域毎の利便性を踏まえて開設することとした。また、月曜日から金曜日（行政機関の休日を除く）の午前１０時から午後５時の間は、相談を受け付ける体制を整備することとした。相談窓口の開設については、広報誌（リーフレットを含む。）を作成し、各都道府県や北海道農政事務所、各地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局（以下、「地方農政局等」という。）が事務局をする輸出促進協議会に対して広報を行った。

具体的には次により実施した。

ア 相談窓口の設置

全植検協の相談窓口は、平成２９年５月１９日に設置した。また、各ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄単位）の相談窓口の設置に当たっては、海港に所在する植物検疫協会等に案内し、応募のあった全国１６カ所の植物検疫協会等の中に設置した。各相談窓口には、専用電話（携帯電話）を整備した。なお、各ブロックの相談窓口は、平成２９年６月１日から運用を開始した。

なお、設置した相談窓口は、表３のとおりである。

表3 ブロック毎の相談窓口一覧

ブロック名	相 談 窓 口	連 絡 先
北海道地区	(一社) 釧路植物検疫協会内 (釧路市)	070(1495)7273
	小樽石狩植物検疫協会内 (小樽市)	070(1548)6147
	(一社) 室苦植物検疫協会内 (苫小牧市)	070(1359)2925
東北地区	酒田植物検疫協会内 (酒田市)	070(3176)8427
関東地区	(一社) 京葉地区植物検疫協会内 (千葉市)	070(1373)8077
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内 (高岡市)	070(1461)5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内 (名古屋市)	070(1502)9038
近畿地区	(一社) 神戸植物検疫協会内 (神戸市)	070(1186)2975
	和歌山植物輸出入検疫協会内 (和歌山市)	070(1403)9276
中国地区	(一社) 岡山県植物検疫協会内 (倉敷市)	070(1398)2752
	(一社) 広島県東部植物検疫協会内 (福山市)	070(1499)7759
	(一社) 広島植物検疫協会内 (広島市)	070(1434)4575
四国地区	(一社) 香川県植物検疫協会内 (坂出市)	070(1461)6169
	(一社) 高知県植物検疫協会内 (高知市)	070(1410)6814
九州地区	九州植物検疫協会内 (北九州市)	070(1452)6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内 (浦添市)	070(1556)4312

イ 相談窓口の開設の広報

サポート事務局は、相談窓口の開設について周知するとともに、輸出に取り組む・取り組もうとする産地等に利用を促すため、平成29年6月にリーフレット（図2）を作成し、各都道府県や地方農政局等に合計7,200枚を配布した。また、平成29年10月にも新たなリーフレット（図3）を作成し、各都道府県や地方農政局等のほか植物防疫所や専門家に対しても配布することとし、表4のとおり合計で15,500枚を配布した。

また、全植検協ホームページ上にリーフレットのPDFファイル版を掲載した。

私たちが農産物の **輸出をサポートします！**

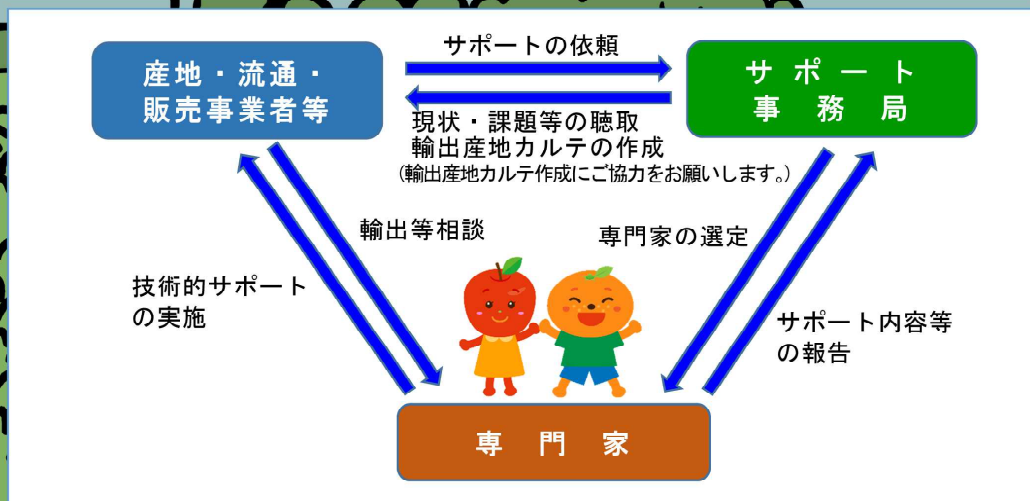
一般社団法人全国植物検疫協会（全植検協）では、農林水産省の委託を受けて輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業を実施しています。

輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者などのみなさんの要望に応じて、

- ①植物検疫
- ②病虫害防除・栽培管理
- ③農薬の残留

等の各分野の専門家を派遣します（詳細は裏面）。

また、相談窓口を設置していますので、農産物の輸出を検討され、その手続き等でお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。



この事業は、農林水産省からの委託により実施していますので、相談や専門家派遣等に係る経費等は一切かかりません。

（一社）全国植物検疫協会

2017.6 版

図 2－1 事業のリーフレット（2017年6月版表面）

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業の概要

- (1) 専門家体制を整備します
輸出に取り組む産地を技術的にサポートするため、サポート事務局（一般社団法人全国植物検疫協会（全植検協））に、①植物検疫、②病害虫防除・栽培管理、③農薬の残留等の専門家体制を整備しています。
- (2) 相談窓口を設置します
輸出に取り組もうとする産地や流通・販売業者などが電話、ファックス等で問い合わせができるよう相談窓口を設置しています。また、全植検協のホームページ上からも問い合わせが可能です。
- (3) 産地等の現状把握を実施します
産地等から輸出に関する意向、現状、課題等をお伺いし、相談の受付から実際に輸出されるまでの取り組みを「輸出産地カルテ」として記録し、産地等における取り組み状況を適切に把握します。
- (4) 専門家による技術的サポートを実施します
 - ①現地サポート体制の構築
伺った課題に基づき、サポート事務局において、課題等を解決するために適した専門家を選定し、選定した専門家と具体的なサポート方針を検討した上で、現地の関係者を含めた現地サポート体制を構築します。
 - ②技術的サポートの実施
サポート方針に基づき、専門家の現地派遣を中心として、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況等の産地の実態に応じた継続的な技術的サポートを実施します。
- (5) 商社等の貿易業者や通関業者、流通業者等の紹介の実施
輸出に取り組もうとする関係者に対して必要な紹介等によるサポートを実施します。



サポート事業の相談窓口



● 輸出先国の規制に対応するためのサポート事務局

一般社団法人全国植物検疫協会内

T E L 070 (1187) 1520 FAX 03 (5294) 1525

E m a i l support@zenshoku-kyo.or.jp

U R L <http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

住 所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-4-3 伊田ビル

● 各地域にも相談窓口を設置しています。 (2017年6月現在)

ブロック名	相 談 窓 口	連 絡 先
北海道地区	(一社) 釧路植物検疫協会内 (釧路市)	070 (1495) 7273
	小樽石狩植物検疫協会内 (小樽市)	070 (1548) 6147
	(一社) 室苫植物検疫協会内 (苫小牧市)	070 (1359) 2925
東北地区	酒田植物検疫協会内 (酒田市)	070 (3176) 8427
関東地区	(一社) 京葉地区植物検疫協会内 (千葉市)	070 (1373) 8077
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内 (高岡市)	070 (1461) 5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内 (名古屋市)	070 (1502) 9038
近畿地区	(一社) 神戸植物検疫協会内 (神戸市)	070 (1186) 2975
	和歌山植物輸出入検疫協会内 (和歌山市)	070 (1403) 9276
中国地区	(一社) 岡山県植物検疫協会内 (倉敷市)	070 (1398) 2752
	(一社) 広島県東部植物検疫協会内 (福山市)	070 (1499) 7759
	(一社) 広島植物検疫協会内 (広島市)	070 (1434) 4575
四国地区	(一社) 香川県植物検疫協会内 (坂出市)	070 (1461) 6169
	(一社) 高知県植物検疫協会内 (高知市)	070 (1410) 6814
九州地区	九州植物検疫協会内 (北九州市)	070 (1452) 6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内 (浦添市)	070 (1556) 4312

※ 相談窓口の対応時間は、月曜から金曜日（行政機関の休日を除く）の午前10時～午後5時までです。
各地域の相談窓口で電話が繋がらない場合は、サポート事務局に直接お問い合わせ下さい。

(一社) 全国植物検疫協会

2017.6 版

図2-2 事業のリーフレット（2017年6月版裏面）



輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者などのみなさんの
要望に応じて

- ① 植物検疫
- ② 病虫害防除・栽培管理
- ③ 農薬の残留

等の各分野の専門家を派遣します。

相談方法については
裏面へ

※相談や専門家派遣等に係る経費等は一切かかりません。

(一社)全国植物検疫協会

2017.10版

図3-1 事業のリーフレット(2017年10月版表面)

農産物の輸出をサポートします

step 1 /

ご相談

まずは、お電話、FAX、または全植検協ホームページよりお問い合わせください。
輸出に関する意向や現状などに加え、直面している課題等についても「カルテ」として整理します。

step 2 /

現地サポート体制の構築

サポート事務局がご相談者と共に、具体的な課題と対策をサポート方針として明確にした上で、現地の関係者を中心とした現地サポート体制を構築します。

step 3 /

技術的サポートの実施

専門家の現地派遣を中心として、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況等の実態に応じた技術的サポートを実施します。

輸出先国の規制に対応するためのサポート事務局（一般社団法人全国植物検疫協会内）

TEL 070(1187)1520 FAX 03(5294)1525

※対応時間：月曜～金曜（行政機関の休日を除く）10:00～17:00

Email : support@zenshoku-kyo.or.jp

URL : <http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

住所：〒101-0047 東京都千代田区内神田3-4-3 伊田ビル



各地域にも相談窓口を設置しています（2017年10月現在）

北海道地区	(一社)釧路植物検疫協会内	(釧路市)	070(1495)7273
	小樽石狩植物検疫協会内	(小樽市)	070(1548)6147
	(一社)室苫植物検疫協会内	(苫小牧市)	070(1359)2925
東北地区	酒田植物検疫協会内	(酒田市)	070(3176)8427
関東地区	(一社)京葉地区植物検疫協会内	(千葉市)	070(1373)8077
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内	(高岡市)	070(1461)5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内	(名古屋)	070(1502)9038
近畿地区	(一社)神戸植物検疫協会内	(神戸市)	070(1186)2975
	和歌山植物検疫協会内	(和歌山市)	070(1403)9276
中国地区	(一社)岡山植物検疫協会内	(倉敷市)	070(1398)2752
	(一社)広島県東部植物検疫協会内	(福山市)	070(1499)7759
	(一社)広島植物検疫協会内	(広島市)	070(1434)4575
四国地区	(一社)香川県植物検疫協会内	(坂出市)	070(1461)6169
	(一社)高知県植物検疫協会内	(高知市)	070(1410)6814
九州地区	九州植物検疫協会内	(北九州市)	070(1452)6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内	(浦添市)	070(1556)4312

※対応時間：月曜～金曜（行政機関の休日を除く）10:00～17:00

※対応時間内に電話が繋がらない場合は、サポート事務局（全植検協内）に直接お問い合わせください。



(一社)全国植物検疫協会

2017.10版

図3-2 事業のリーフレット（2017年10月版裏面）

表4 リーフレットの配布状況

送付先	6月版	10月版
農林水産省（農政局等を含む）	1,800 枚	3,120 枚
植物防疫所	100 枚	1,150 枚
都道府県	2,730 枚	4,800 枚
全農	500 枚	100 枚
サポート事業相談窓口	1,600 枚	2,930 枚
全植検協会員	310 枚	1,520 枚
専門家	100 枚	1,700 枚
その他	60 枚	180 枚
合 計	7,200 枚	15,500 枚

ウ サポート事業ホームページの設置・運営

平成29年5月に、新たに本事業を紹介したサイトを全植検協ホームページ内に設置した (<http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>)。このサイトでは、本事業で取り組む内容や相談窓口の情報、インターネットでの相談・問い合わせサイトの開設などの情報（図4参照）を掲載した。

輸出に取り組む又は輸出に取り組もうとする産地等に対する広報を行うため、当該サイトでは、①サポート事務局が農産物の輸出サポート事業を実施していること、②相談窓口を各ブロック毎にも開設していること、③インターネット経由での相談（問合せ）ができること、④専門家の募集を行っていること、⑤農産物の輸出に係る関係機関の紹介（アドレスのリンク）を掲載した。

さらに、その後、第2回有識者検討会での助言を踏まえ、農産物の輸出に関する情報発信の強化を目指し、「農産物輸出に関するサイト」を大幅に改修（図5参照）した。

募集する専門家は、植物防疫、病害虫防除・栽培管理、農業の残留等に関し、農産物を輸出しようとする者に対し、適切な指導等ができる方です。応募される場合は、別紙の募集要領を参照の上、応募用紙に必要事項を記入して、当協会サポート事務局まで提出（電子メールでの送付可）してください。

- 専門家の応募用紙 → [【EXCEL版】](#) [【PDF版】](#)
- 募集要領 → [【PDF】](#)

▶ 電子メールによるご相談・ご質問等はこちらから

一般社団法人全国植物検疫協会

TEL : 070-1187-1520 FAX : 03-5294-1525

▶ **ブロック（都道府県）ごとの相談窓口はこちらから**

農林水産省本省

農林水産省本省



植物防疫所



北海道農政事務所

東北端政局

関東農政局

北陸農政局

東海農政局

近畿農政局

中国四国農政局

九州農政局

内閣府沖繩総合事務局

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）



全国農業協同組合連合会 輸出ワンストップ窓口

- 14 -

サイト内検索

カスタム検索

お問い合わせ
A 中 大

一般社団法人
全国植物検疫協会
Japan Plant Quarantine Association
Home

農産物の輸出に関する
相談窓口

Menu

- 全植検協の概要
- 事業案内
- 出版物一覧
- 植物検疫情報
- 定款・財務資料等
- 輸出用木材こん包材の消毒証明

農産物の輸出に関する **相談窓口**

植物検疫・植物防疫所

緑葉類の輸出入手続等はこちら

ブライバシーポリシー
免責事項

一般社団法人 全国植物検疫協会
〒101-0047
東京都千代田区内神田3-4-3伊田ビル5F
TEL : 03-5294-1520 FAX : 03-5294-1525

ホーム > 農産物の輸出に関する問い合わせフォーム

農産物の輸出に関する問い合わせフォーム

以下のフォームに必要事項を入力し、[確認]ボタンを押してください。
情報の取り扱いについては、「ブライバシーポリシー」をご覧ください。
このページで入力された情報は、SSLと呼ばれる暗号化通信技術により保護されています。
入力に際しては、半角カタカナ、丸囲みの数字、ローマ数字、全角1文字になっている単位・記号などの機種依存文字
はお使いいただけません。
ご質問の内容は、できる限り具体的に記述してください。

「メールアドレス」欄に入力されたアドレス宛に、折り返しご連絡いたします。
※『*』は必須項目です。必ずご入力・ご選択をお願いいたします。

所属先 (社名・団体名等) *	
業種 *	☐ 産地 ☐ 販売業者 ☐ 流通業者 ☐ その他
都道府県 *	選択してください
お名前 *	
お名前 (かな) *	
TEL (携帯可) *	- -
FAX	- -
メールアドレス *	
メールアドレス確認 *	
件名 *	
お問い合わせ内容 *	輸出先国や輸出品目を記載するなど、できる限り具体的に記述してください。

図 4 - 2 全植検協のホームページの農産物輸出に係る問合せフォーム



農産物の輸出に関する相談窓口

一般社団法人全国植物検疫協会は、当協会が植物検疫に関して知識や経験を持ち合わせており、また、オールジャパンで推進している輸出促進に寄与することも重要な役割と判断し、農林水産省の「輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業」の実施主体となり、当該事業を受託実施することとなりました。

当該事業は、平成28年5月に取りまとめられた「農林水産物の輸出強化戦略」に沿って我が国の農産物の輸出を今後さらに推進するため、植物検疫や病害虫防除・栽培管理、農業の残留等に関する専門家が輸出産地等に出向いて実態に合ったきめ細やかな技術的サポートを行い、輸出先国の規制に則した防除体系や栽培方法等の普及を促進するというものです。

このほど、当協会では、輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者からの植物検疫や農業の残留等に関するご相談をお受けするための無料相談窓口を設け、ご相談者様の費用負担なしで、相談内容に応じて適切な専門家を選定し、派遣する体制を整備しましたので、お知らせします。

つきましては、農産物の輸出に関するご相談、当該サポートに関するご要望・ご質問等がございましたら、当協会まで、お気軽にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

農産物輸出等に関する注目情報

2018-01-31 会員サポートホームページを開発いたしました。



ご相談やご質問など、お気軽にお尋ねください。

▶ トップページ

▶ 法人案内

▶ 相談窓口

▶ 関係機関

▶ お問い合わせ

▶ 専門家募集

▶ リーフレット

 輸出サポート専用ページ
 Export support exclusive page



一般社団法人全国植物検疫協会
 〒101-0047
 東京都千代田区内神田3-4-3
 伊田ビル
 TEL.070-1187-1520
 FAX.03-5294-1525

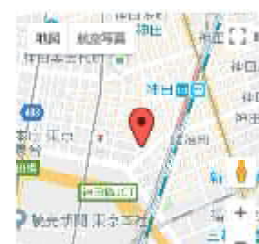


図5 リニューアルした全植検協の農産物輸出に係るサイト

エ その他

農産物の輸出に取り組む産地等への情報発信を強化するため、全国農業協同組合連合会の協力を得て、同連合会のホームページ (<https://agri.ja-group.jp/export/case/jagroupcase/2195/>) に本事業を紹介及びリーフレットのPDF版の掲載を行っていただいた。

また、全植検協の広報誌である「全植検協通報」（全植検協会員や地域協会の会員などに約1,060部を定期的に配付している。図6及び図7参照。）や地域協会の発行している会員誌等に事業内容等の掲載を行うなど植物検疫の関係者に対しても、本事業を産地等に紹介していただくよう呼びかけた。

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業について

農林水産省は、平成 29 年 2 月 15 日に「輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業」を平成 29 年度から実施するとして総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨を公告した。全植検協では、当会が植物検疫に関して、知識や経験を持ち合わせており、また、オールジャパンで推進している輸出促進に寄与することも当会の役割と判断し、応札したところ、3 月 17 日に当会が落札した。

当該事業の目的は、平成 28 年 5 月にまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に沿って我が国の農産物の輸出を今後さらに推進するに当たっては、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準に則した防除体系・栽培方法等の普及を強力に進めていくことが不可欠であること、輸出先国に存在しない特定の病害虫が我が国に存在している場合、特別な防除や選果等の作業が必要となること、輸出先国において輸出しようとする農産物が生産されておらず、残留農薬基準値が設定されていないかまたは極めて低く設定されている場合、我が国で使用可能な農薬が限定されることなどの課題を解決する必要があることなどから、植物検疫や病虫害防除などの専門家等から構成されるサポート体制を整備し、輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者の意向や課題を聴取・分析するとともに、専門家を現地に派遣等することにより、産地等の実態に合ったきめ細やかな技術的サポートを行い、輸出先国の規制に則した防除体系や栽培方法等の普及を促進することである（別図参照）。

このため、全植検協では、当該目的を達成するため

に次により事業を推進することとしている。

（１）専門家リストの整備

①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理、③農薬の残留等の各分野において、現場指導の経験を有する者を全国的に募集し、選定委員会で選定して専門家リストを整備する。

（２）相談窓口の設置

輸出に取り組もうとする産地や流通事業者などが電話やファックス等で問い合わせがでる相談窓口を北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄単位など地域毎の利便性を踏まえて開設する。また、当該相談窓口の開設について広報誌を作成して関係機関に配布し広報する。

更に、全植検協ホームページを改修し、相談窓口の開設案内するほか、関係機関のリンク掲載を行う。

（３）輸出産地等の現状把握の実施

輸出産地等から輸出に関する意向、現状、課題等を聴取し、相談受付から輸出実現までの取り組みを記録する「産地・事業者カルテ」を作成する。

なお、「産地・事業者カルテ」は次のような内容とする。

- ① 相談者の所属、氏名、連絡先
- ② 輸出を検討している農産物と輸出先国
- ③ ②について、輸出先国の規制に関する情報収集の状況
- ④ 輸出計画の作成状況（輸出時期、数量等）
- ⑤ 国内外のパートナーの有無（産地、輸出業者、支援団体、バイヤー等）
- ⑥ 輸出に当たって、相談者が抱える課題

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業のイメージ

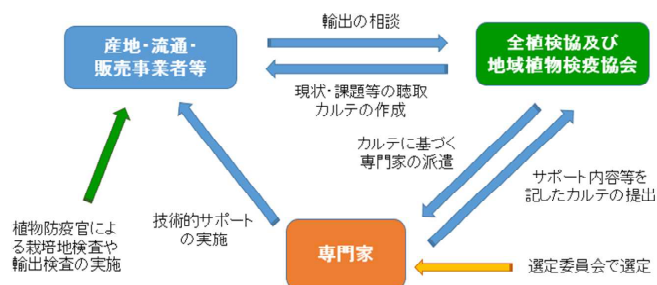


図 6－1 全植検協通報第 119 号

(4) 専門家による技術的サポートの実施

① 技術的サポート体制の検討

輸出産地等から聴取した内容を分析し、課題を解決するために適した専門家を選定する。また、選定した専門家と技術的サポートのサポート方針を協議した上で、現地関係者を含めた検討体制を構築する。

② サポート事業の実施

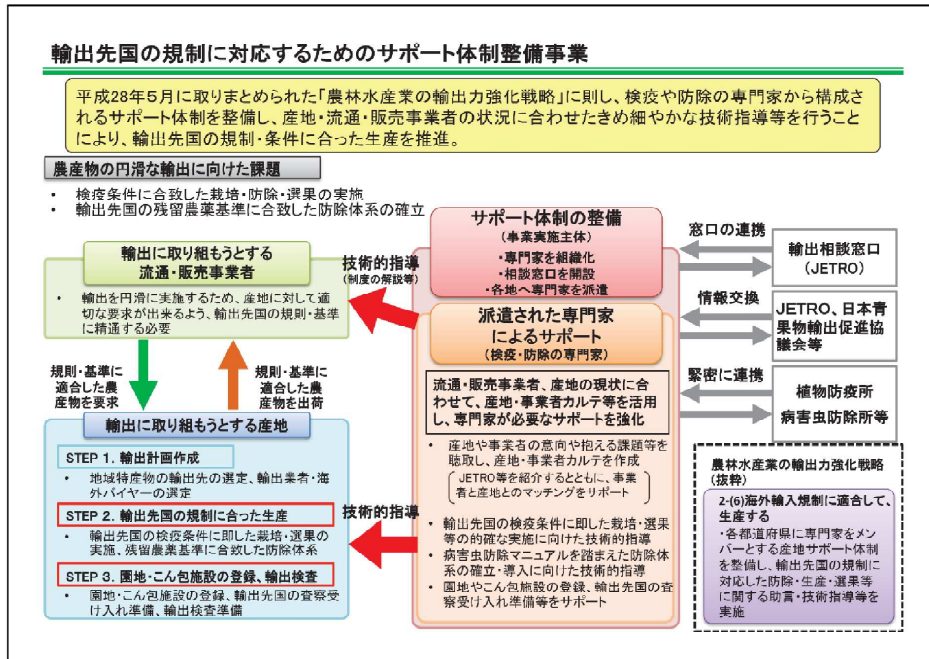
サポート方針に基づき、専門家を現地に派遣するなどにより、栽培体系、農作物の生育状況、病害虫の発生状況等、産地の実態に応じた継続的な技術的サポートを実施する。なお、専門家の派遣は、40産地程度を対象とする。また、技術的サポートを進めるに

当たっては、サポートを実施した専門家の氏名、サポート内容、進捗状況等を取りまとめて「産地・事業者カルテ」に記録する。

(5) その他

当該事業の開始に当たり、植物検疫、病害虫防除・栽培管理又は農薬の適正使用に係る有識者で構成される検討会を開催し、本事業の実施方針に係る助言を踏まえて実施する。

全植検協では、上記事業を本年4月から実施する予定にしている。については、関係各協会の皆様方に専門家として参加いただき、当該事業の推進に是非ともご協力をいただきたいと考えている。



農林水産省ホームページから

図6-2 全植検協通報第119号

平成29年 7月1日 第120号	全植検協通報	《 発行 》 一般社団法人全国植物検疫協会 東京都千代田区内神田 3-4-3 Tel 03 (5294) 1520
------------------------	--------	--

輸出先国の規制に対応するためのサポート事業の相談窓口を設置

当協会では、農林水産省の委託を受けて本事業を実施しています。輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者などのみなさんの要望に応じて、植物検疫や農薬残留等の専門家を派遣します。農産物の輸出を検討され、その手続き等でお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

サポート事務局：一般社団法人全国植物検疫協会内

TEL 070-1187-1520 FAX 03-5294-1525

Email support@zenshoku-kyo.or.jp

URL <http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

サポート事業の相談窓口は当協会の他、次の各地域にも相談窓口を設置しています。

ブロック名	相談窓口		連絡先
北海道地区	(一社) 釧路植物検疫協会内	釧路市	070-1495-7273
	小樽右衛門植物検疫協会内	小樽市	070-1548-6147
	(一社) 室苫植物検疫協会内	苫小牧市	070-1359-2925
東北地区	酒田植物検疫協会内	酒田市	070-3176-8427
関東地区	(一社) 京葉地区植物検疫協会内	千葉市	070-1373-8077
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内	高岡市	070-1461-5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内	名古屋市	070-1502-9038
近畿地区	(一社) 神戸植物検疫協会内	神戸市	070-1186-2975
	和歌山植物輸出入検疫協会内	和歌山市	070-1403-9276
中国地区	(一社) 岡山県植物検疫協会内	倉敷市	070-1398-2752
	(一社) 広島県東部植物検疫協会内	福山市	070-1499-7759
	(一社) 広島植物検疫協会内	広島市	070-1434-4575
四国地区	(一社) 香川県植物検疫協会内	坂出市	070-1461-6169
	(一社) 高知県植物検疫協会内	高知市	070-1410-6814
九州地区	九州植物検疫協会内	北九州市	070-1452-6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内	浦添市	070-1556-4312

図7 全植検協通報第120号

(4) 産地等の現状把握の実施

ア 輸出産地カルテの作成

サポート事務局は、農産物を輸出しようとする生産者や輸出事業者、流通業者から相談等があった場合、輸出に関する意向、現状、課題等を聴取し、輸出実現までの取り組みを記録するため輸出産地カルテを第1回有識者検討会での意見等を踏まえて作成した。

輸出産地カルテは、図8のとおり①相談者の所属、氏名、連絡先、②輸出を検討している農産物と輸出先国、③輸出先国の規制に関する情報収集の状況、④輸出計画の作成状況（輸出時期、数量等）、⑤国内外のパートナーの有無（産地、輸出業者、支援団体、バイヤー等）、⑥輸出に当たって、相談者が抱える課題、⑦専門家の対応等の各項目、⑧サポート事業の実施状況、⑨生産園地等の見取り図、⑩産地等における検討体制、⑪サポートの成果等、⑫産地・事業者等との打ち合わせ等の概要、⑬サポートに当たって配付・使用した資料、⑭相談者から提供された資料等について、専門家の技術的サポートを実施した際に記載できるように工夫した。

また、輸出産地カルテについては、他の目的での使用を禁じるなど個人情報の管理にも十分留意した。

イ 産地等の輸出に関する意向、現状、課題等の聴取

全国16カ所に設置した相談窓口は、産地等から輸出に関する相談、問い合わせ等があった場合、輸出の意向、現状、課題等前項の①から⑥の内容を聴取し、その内容を輸出産地カルテに記録した。相談窓口が作成した輸出産地カルテについてはサポート事務局に速やかに提出させた。

サポート事務局においても、産地等から輸出に関する相談、問い合わせ等があった場合、輸出の意向、現状、課題等前項の①から⑥の内容を聴取し、その内容を輸出産地カルテに記録した。

各相談窓口及びサポート事務局には、農産物の輸出に関して、生産者、輸出事業者、流通業者、地方自治体、各種団体から多くの問合せや相談等が寄せられた。また、地方農政局等からサポート事務局を紹介された産地等もあった。

なお、相談窓口は輸出産地カルテの作成に当たり、必要に応じて当該相談者に

対し、相談内容を書面にして再確認を依頼する又は相談者から相談内容を記載した書面の提供を求めるなどにより、技術的サポートの実施に万全を期した。

産 地 ・ 事 業 者 カ ル テ

番号 作成年月日： 年 月 日

相談者			
区分	生産者	輸出事業者	※主な生産物及び作付面積は、生産者（農家）の嗜好により記入流通業者 その他（ ）
所 属		氏 名	
住 所		連絡先	
主な生産物及び作付面積（※）			
輸出を検討している農産物及び輸出先国			
農産物名		輸 出 先 国 名	
輸 出 先 国 の 検 疫 条 件 等			
輸出計画の作成状況			
輸 出 時 期		数 量	
輸 送 形 態		輸 出 予 定 港	
国内外のパートナーの有無			
産 地		輸 出 業 者	
運 送 業 者		支 援 団 体	
ハ イ ヤー		そ の 他	
輸出に当たって、相談者が抱える課題又は相談内容			
相談又は聴取内容に係る対応等			
作成者			
所 属		氏 名	
備考		措置	

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁ずるものとする。

産 地 ・ 事 業 者 カ ル テ
(サポート事業の実施状況)

番号

項目	サポート日	サポート者名	サポート内容	進捗状況	備考
植物検疫関係					
病害虫防除，栽培管理関係					
農薬の残量等の関係					
備考					

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁ずるものとする。

図 8－1 輸出産地カルテ

⑧ 産地・事業者カルテ (生産園地等の見取り図) 番号 (園地の見取り図や周辺の状況等を図示したものを作成してください。)	⑨ 産地・事業者カルテ (産地等における検討体制) 番号 (体制の模式図や関係者名などをご記入ください。)
--	--

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁ずるものとする。

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁ずるものとする。

図 8－2 輸出産地カルテ

(サポートを実施したことによる成果や今後の予定等について、相談者から聞き取り記入してください。)

区分	1. 輸出実績あり (1に記入)	2. 今後、輸出する予定 (2に記入)	3. 輸出しない (3に記入)	4. その他 (4に記入)
1. 輸出実績				
1. 輸出先国 :				
2. 輸出品目 :				
3. 輸出年月日 :				
4. 輸出回数 :				
5. 数量(個数、数量等) :				
6. 輸出価格(FOB) :				
7. 今後の予定 :				

(輸出はまだ行われていないが、今後輸出予定がある場合、その予定や取引相手等について記入してください。)

(輸出実績や輸出予定がない場合、輸出を断念した理由等を聞き取り記入してください。)

对应	
----	--

[illegible]

秘

一、發田。

2. 相談者:
3. 専門家:
4. 概要

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁じるものとする。

図8-3 輸出産地カルテ

(5) 専門家による技術的サポートの実施

1) 技術的サポート体制の検討

サポート事務局では、産地等から聴取した内容を分析して、課題を解決するために適した専門家を選定した。その後、サポート事務局が選定した専門家と技術的サポートのサポート方針を協議した上で、専門家は、産地等の意向をもとに現地関係者を含めた検討体制を構築した。

具体的には、次により実施した。

ア 産地等から聴取した内容の分析及び専門家の選定

サポート事務局は、相談窓口から提出又はサポート事務局が作成した輸出産地カルテの内容を分析・精査し、課題を解決するために適した専門家を専門家リストの中から選定した。事業開始当初は、産地等に派遣する専門家は、相談者からの相談に応じて同一の分野の専門家1～2名を選定した。しかしながら、実際に専門家を産地等に派遣していく中で、相談者から専門家の専門分野以外についても併せて相談される場合が多くあった。その後、第2回有識者検討会での専門家の意見を踏まえて、植物検疫と栽培管理の専門家、植物検疫と農薬の適正使用（農薬残留）等の異なった分野の専門家がチームを組み派遣することで、これらの問題を解決した。

イ サポート方針の協議

サポート事務局は、産地等が抱える課題解決のための具体的な方法等について、専門家と電話やメールで定期的に協議した。また、必要に応じて、植物防疫所など関係機関と対応等について協議し、これを踏まえて専門家に必要な指示を行った。

ウ 検討体制の構築

技術的サポートの実施に先立ち、専門家は、産地等と相談の上、当該産地等に関わる都道府県の担当者、市町村の担当者、JAの営農指導員、生産部会関係者と連携し、当該産地等からの輸出に向けた検討体制の構築を図った。

2) サポート事業の実施

サポート事務局は、サポート方針に基づき、専門家が栽培体系、農作物の生育状況、病虫害の発生状況を考慮し産地の実態に応じた技術的サポートを実施するよう指示した。産地等に派遣をされた専門家は、カルテに記載されている相談者が抱える課題に基づき、事前に作成した資料による説明や栽培状況の確認による指導等を行い、その内容を詳細に輸出産地カルテに記録した。専門家が記録した輸出産地カルテは、毎回サポート事務局において内容を確認した。

具体的には、以下により実施した。

ア 専門家の派遣

サポート事務局は、産地等に派遣が決定した専門家に対して、事前に課題等が記載された輸出産地カルテを送付するとともにサポート方針について当該専門家と協議した。

派遣された専門家は、当該農産物が輸出されるまで継続的に技術的サポートを実施するものとし、農作物の生育状況、病虫害の発生状況に応じて、栽培指導や病虫害防除又は農薬散布の指導、植物検疫の手続きや諸外国の植物検疫条件等の解説、植物検疫上問題となる事項、産地等の課題に添った指導を行った。

イ 進捗状況の確認

サポート事務局は、専門家から提出される業務日誌から、事業全体の進捗状況を把握した。

(6) 第2回有識者検討委員会の意見を踏まえた改善

ア 専門家ハンドブックの作成

事業開始当初は、専門家は産地等に提供する資料について各々の専門家がその都度作成していた。専門家の負担が大きくなる課題があったことから、第2回有識者検討会委員会において、サポート事務局が産地等に提供できる資料を取りまとめて、専門家が産地等の指導に利用しやすいようにしてはどうかという助言があった。そのため、平成30年2月に開催した専門家会議時に、専門家ハンドブックを取りまとめた。なお、当該ハンドブックは、専門家がこれまでに実施したサポートにおいて使用した主な資料などを整理し、輸出品目毎に取りまとめたものである。

イ 専門家の情報収集

本事業では、専門家は産地等から寄せられた相談等に最新の情報で的確に対応することが求められている。そのため、サポート事務局では、技術的サポートに必要な情報収集を専門家に指示した。

植物防疫所が開催した「諸外国向け盆栽等の輸出検疫に係る説明会」、植物防疫課に講師を依頼した「米国及び豪州向け柿の輸出植物検疫条件等に係る説明会」等のシンポジウムや各種説明会において、専門家は最新の情報を入手し、産地等への技術的サポートに活用した。

ウ 農産物輸出に係る掘り起こしの実施

農産物の輸出に関しては、産地等が地方農政局等が設置する輸出促進協議会等に直接照会する事例もあったことから、地方農政局等と専門家が連携して、輸出に取り組む・輸出に取り組もうとする産地等を訪問し輸出に向けた課題についての支援を行った。

(7) その他

相談窓口やサポート事務局には、専門家の派遣要請以外にも、輸出者や流通業者等から寄せられた様々な要請についても対応した。

例えば、輸出先国の植物検疫要求に基づくくん蒸等の実施に当たって、くん蒸事業者等の紹介を求められた事例があった。サポート事務局は、地域の植物検疫に関する情報を持ち合わせていることから、該当地域の複数の事業者を紹介することができた。また、輸出先国の農薬の残留基準値について相談を受けた際には、当該国のホームページに掲載のあった英語の残留基準値にかかる情報を和訳し、資料として取りまとめて相談者に提供した。

3. 事業の実施結果

(1) 輸出産地カルテの作成状況

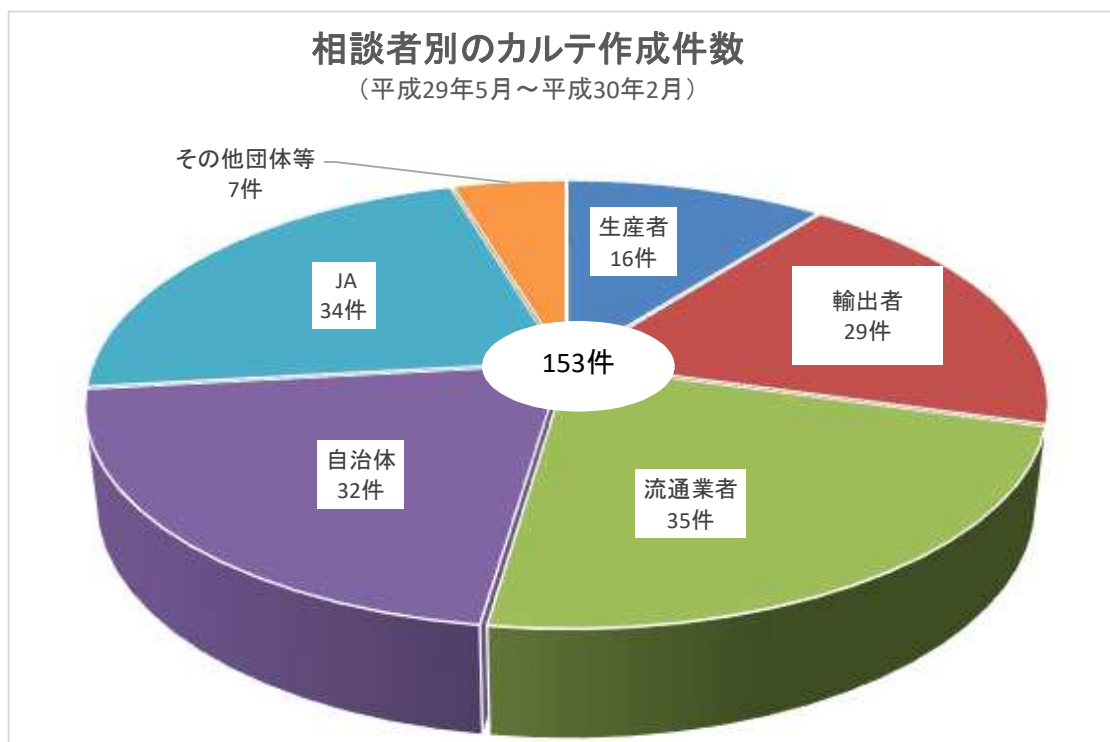
産地等から寄せられた相談や問合せ等は、合計390件あった。このうち、植物検疫や残留農薬等の課題に関する相談について、相談窓口及びサポート事務局が作成した輸出産地カルテは合計153件であった。なお、この実績は、相談受付を開始した平成29年5月12日から平成30年2月28日までの件数である。

表5 月別の輸出産地カルテの作成数

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
カルテ作成数	2	10	15	17	24	16	8	14	31	16	153

①相談者の傾向

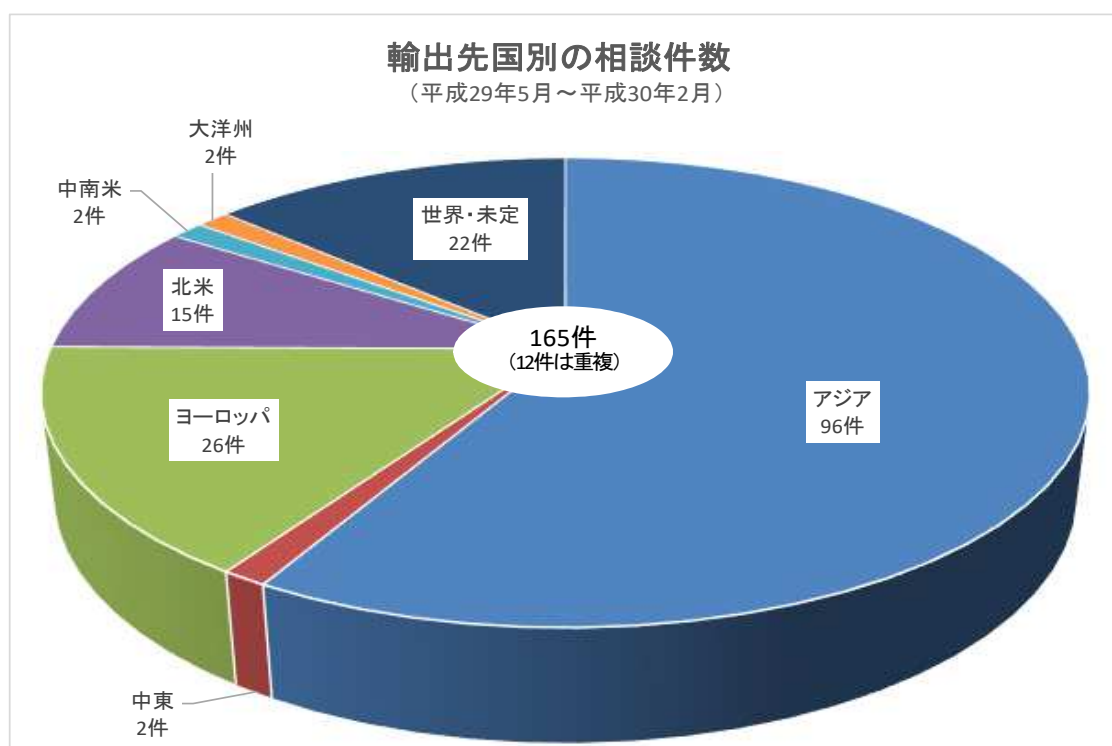
流通業者（通関業者や倉庫業者等）、JA、自治体（都道府県や市町村）、輸出者の上位4つで全体の85%を占めた。なお、生産者からの相談は全体の10%であった。



②輸出先国の傾向

アジアが全体の58%を占めたが、その中で最も相談が多かったのは、台湾であった。また、輸出可能な地域を知りたい等の問い合わせも比較的多く、全体の13%を占めた。また、具体的な国名を特定して相談される場合もあったが、アジア各国など地域で照会される場合も多くあった。

なお、複数の地域を重複して相談された事例が12件あったことから、相談件数は165件と整理している。



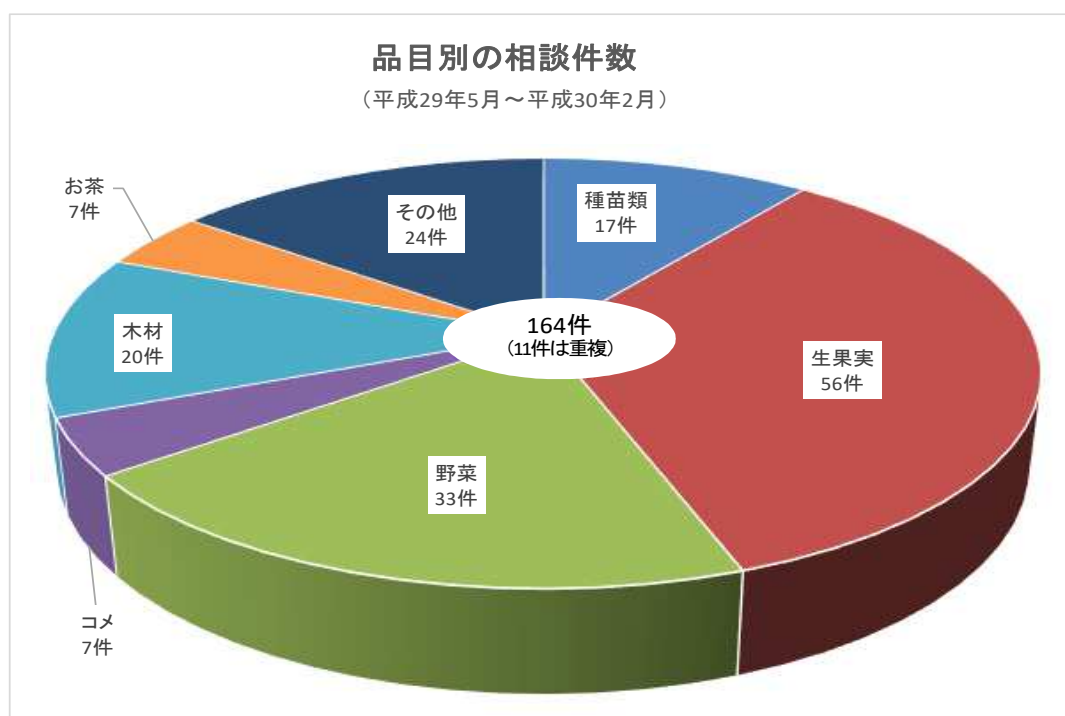
※ 輸出可能な地域の照会は、「世界・未定」として整理

③品目の傾向

生果実（リンゴやナシ、ミカン、カキ）及び野菜（イチゴやサツマイモ、葉菜など）の上位2つで全体の54%を占めた。なお、その他の区分には、切り花や穀類、雑貨等を含んでいる。

特に相談の多かった品目は、カンキツ類生果実の15件、ナシ生果実の14件、イチゴ生果実（野菜）の12件であった。種苗類では盆栽の相談が6件あった。

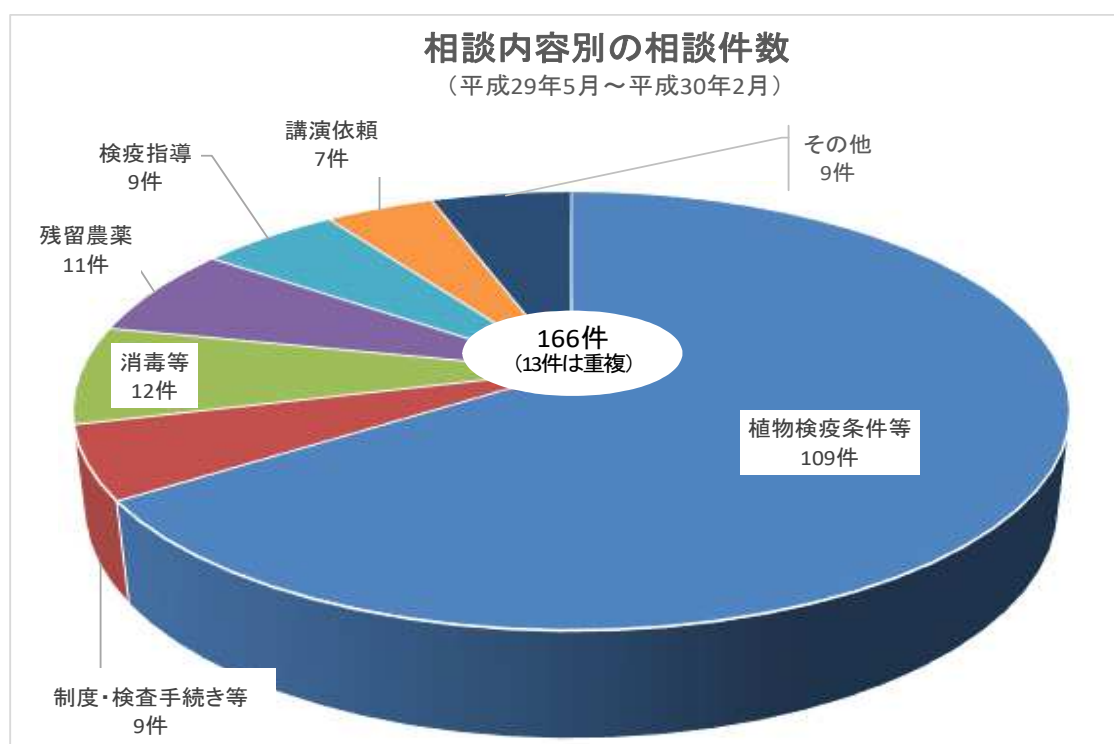
なお、品目を限定せずに青果物という相談もあった。また、生果実と野菜（くだものとイチゴなどの組み合わせ）など区分を跨ぐ相談（重複）も11件あったことから相談件数は164件となっている。



④相談内容の傾向

植物検疫条件等（輸出先国の植物検疫条件、輸出先国が我が国に求めている検疫手続き（二国間合意事項））に関する相談が最も多く、全体の67%を占めた。次いで、消毒等（輸出先国が求める木材などの消毒の方法や消毒場所）や残留農薬（輸出先国の残留農薬基準値）が多かった。また、講演依頼（植物検疫制度や輸出先国の植物検疫条件、検査手続きの方法等に係る講演等）の依頼も7件あった。

なお、植物検疫条件等と残留農薬など重複した相談が13件あったことから相談件数は166件となっている。



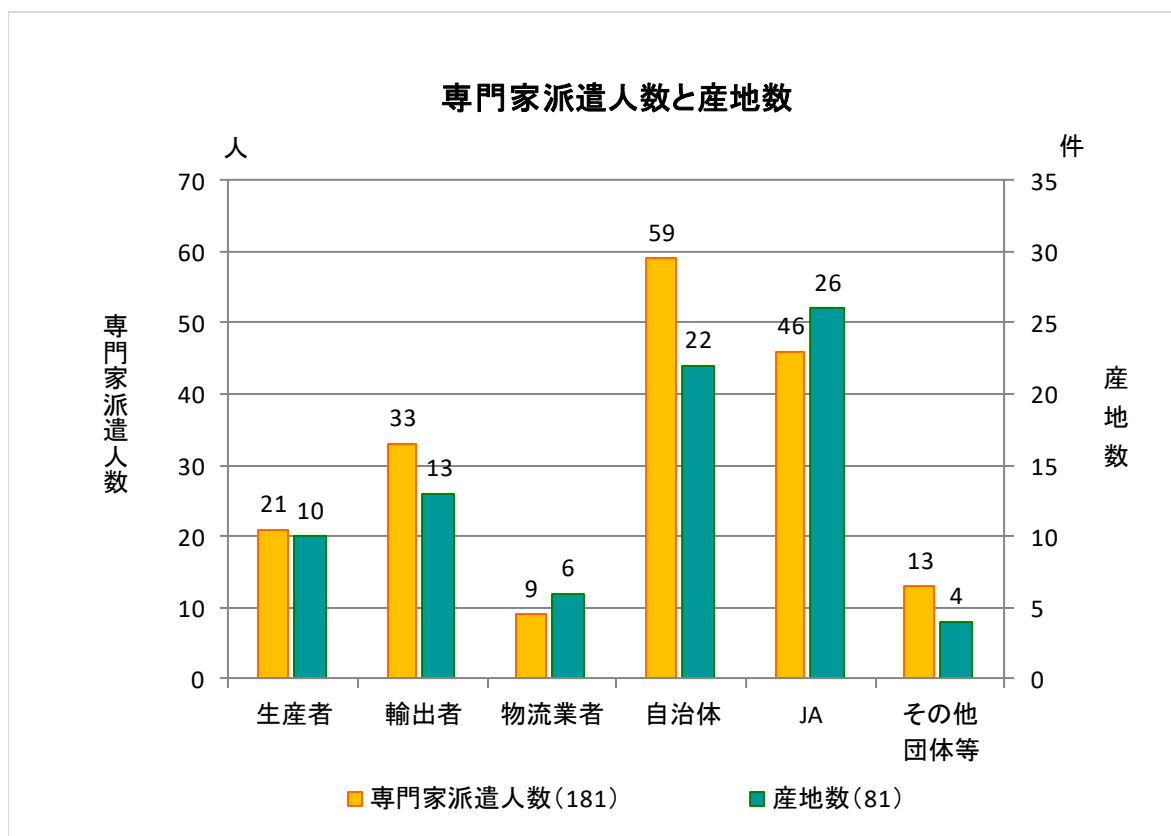
(2) 技術的サポートの実施状況

輸出産地カルテ 153 件のうち、81 件（全輸出産地カルテ数の 53 %）の産地等に対して、延べ 181 名の専門家を派遣した。

なお、輸出産地カルテの作成は、平成 29 年 5 月 12 日から平成 30 年 2 月 28 日までであり、専門家の派遣は、平成 29 年 6 月 8 日から平成 30 年 3 月 2 日までであった。

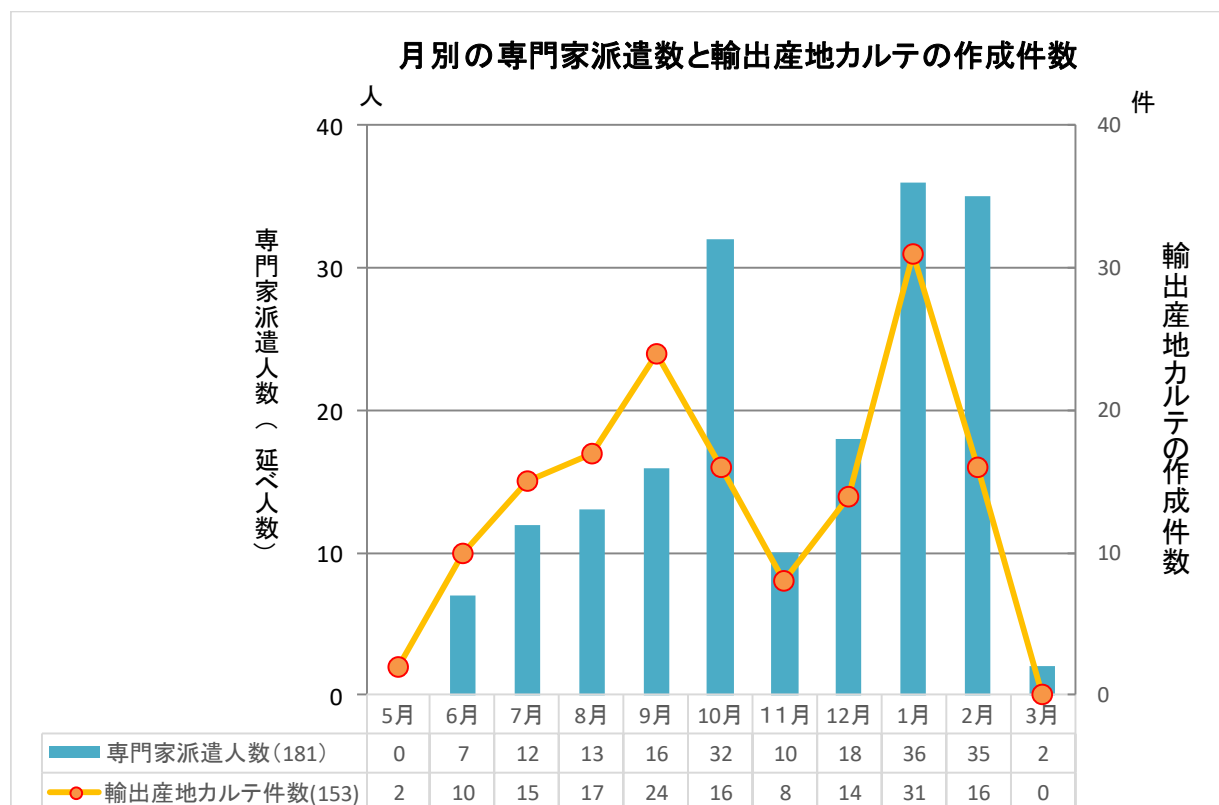
①相談者別の専門家派遣等の傾向

専門家を最も多く派遣した相談者は、自治体（都道府県や市町村）で 33 % を占めた。自治体の依頼の多くは、輸出に係る会議等の出席やセミナー開催時の講演、生産者を交えた農産物輸出に関する打合会に専門家を派遣して欲しいという依頼であった。また、JA や輸出者からの依頼に基づく輸出先国の植物検疫条件の説明などの派遣依頼も多くあった。一方、最も相談や問い合わせの多かった流通業者への専門家派遣は、5 % と少なかった。流通業者への対応の多くは、電話やメールによる説明により理解されたためと考えられる。



②専門家派遣等の月別の推移

月別に専門家の派遣数と輸出産地カルテ作成数について見ると、専門家の派遣数は輸出産地カルテ作成数に連動し、順調に伸びた。初年度であったため、事業を開始した時期には既に農産物の栽培が始まり、また、植物防疫所への手続き等の受付も終了しているものもあったことなどから、事業開始直後は、産地等からの相談は少なかった。しかしながら、新たなリーフレットの作成・配布などの広報を積極的に実施したこと、相談窓口が様々な相談に乗るようになったことなどの効果が現れ、専門家の派遣数や輸出産地カルテの作成数は増加した。



4. サポートの取り組み事例

(1) 事例1 (新たに輸出を始めたい)

① 相談内容



国内消費が低迷する中、将来を見越して、生果実を輸出したいと考えている。

しかし、海外では何が問題になるのかわからないので教えて欲しい。



② 取り組み内容

ア サポートの方針

- ・ 輸出するための植物検疫条件、残留農薬基準について総合的なアドバイスを行う。
- ・ 植物検疫、農薬の適正使用（残留農薬）の専門家を派遣する。

イ サポートの取り組み内容

- ・ 当初、諸外国の植物検疫条件等について相談があり、その条件や植物検疫の手続き等について説明した。



- ・ 栽培が進むにつれ、病虫害の発生が確認され、農薬の適正使用（残留農薬）の専門家派遣依頼があり、産地に派遣して、I P Mを含めた栽培指導や農薬の適正使用について指導した。また、発見された害虫については防除に役立てるため、都道府県の病虫害防除所に同定依頼を行った。
- ・ 当該サポートは、2名の専門家が3回に渡って技術的サポートを実施したほか、1名の専門家が4回に渡って必要な指導を行った。
- ・ 引き続き輸出に向けた継続的な技術的サポート実施することとした。

(2) 事例2 (輸出先国の拡大)



① 相談内容

これまでも生果実を輸出してきたが、輸出先国を増やしていきたいと考えている。

輸出可能な輸出先国とその規制の内容を知りたい。

気軽に植物検疫に関して相談できる方を紹介して欲しい。



② 取り組み内容

ア サポートの方針

- ・これまで実績のある輸出先国、品目の情報を確認する。
- ・新たに輸出を計画している国の植物検疫条件を確認する。
- ・産地の要請に応じて専門家を派遣する。



イ サポートの取り組み内容

- ・まず、植物検疫の専門家が輸出先国の規制に関する資料を作成し、産地に説明した。
- ・また、二国間合意事項に基づく手続きについて、技術的アドバイスを実施した。
- ・今後、輸出先国の規制（残留農薬を含む）に対応するため総合的なアドバイスを行うこととした。

(3) 事例3 (不合格となった植物の選別指導)



① 相談内容

植物防疫所の輸出検査で木材に病害虫が付着していたため不合格になった。

この木材をどうしても輸出したいので、アドバイスが欲しい。

② 取り組み内容

ア サポートの方針

- ・産地に専門家を派遣し、不合格となった状況等を確認する。
- ・虫害材を識別し、良材との選別指導する。

イ サポートの取り組み内容

・植物検疫の専門家（病害虫の寄生等の確認できる専門家）が産地に出向き、4回にわたって木材の選別方法を指導した。

（選別後、良材について輸出検査を受検し、無事に合格し輸出できた。）

・その後、当該相談者は専門家の指導に従い、事前に選別するようにして、植物防疫所の検査を受検するようになり、不合格となることはなくなった。



(4) 事例4 (二国間合意事項の手続き等)



① 相談内容

海外から穂木を輸出して欲しいとのオーダーが入った。
具体的に取り組むべきことを教えて欲しい。

② 取り組み内容

ア サポートの方針

- ・輸出先国の検疫条件では、植物防疫所によるウイルス検定や栽培地検査等が要求されている品目であることから、これらの手続きに詳しい専門家を派遣する。
- ・相談者から栽培計画や輸出計画等を聞き取り、輸出できるまで長期的なサポートを行う必要がある。

イ サポートの取り組み内容

- ・植物検疫の専門家が、輸出先国の検疫要求事項及び植物防疫所の手続き等に関する資料を作成の上、産地に説明した。
- ・相談者と植物検疫の専門家が一緒になって、輸出に向けてクリアしなければならない課題（ウイルス検定や栽培地検査）について、その都度確認しつつ対応することとした。
- ・相談者は、次年度以降に輸出を開始する計画をもっていることから、引き続き技術的サポートを行うこととした。



(5) 事例5 (査察対応)



① 相談内容

初めて今回、海外から査察官が来ることになった。その際、どのようなことを指摘されるのか不安なので、専門家に事前確認して欲しい。

② 取り組み内容

ア サポートの方針

- ・植物検疫の専門家を派遣し、登録こん包施設や登録生産園地において、輸出先国の条件に合致しているか確認する。
- ・過去の査察官から指摘された内容について分析し、課題の有無を確認する。



イ サポートの取り組み内容

- ・植物検疫の専門家が、査察前に、登録こん包施設及び登録生産園地の確認を実施した。
- ・確認後、過去の査察官の指摘事項等も踏まえ、相談者に対して的確なアドバイスを実施した。
- ・サポートの結果、査察時に査察官から大きな指摘はなく、査察を無事に終了させることができた。

(6) 事例6 (セミナーの講師)



① 相談内容

農産物の輸出に関するセミナーを開催する予定である。

専門家の方に輸出植物検疫の概要や輸出先国の規制等について、出席者（生産者や輸出関係者）に講演をして欲しい。

② 取り組み内容

ア サポートの方針

- ・ 輸出植物検疫に係る制度や手続き等に精通した専門家を講師として派遣する。



イ サポートの取り組み内容

- ・ 専門家が輸出植物検疫に係る制度や手続き、輸出先国の植物検疫条件、要求内容をクリアするための手続きや方法についてプレゼンテーションを実施した。

(7) 事例7 (協議会参加)



① 相談内容

地域の特産物について、自治体として輸出を推進していくこととなった。

生産者や輸出関係企業等を参集した協議会を開催するので、専門家にも参加していただき、植物検疫条件についてアドバイスをいただきたい。

② 取り組み内容

ア サポートの方針

- ・農産物を輸出する場合、生産者が留意すべき事項や輸出関連業者等が取る必要のある手続き等について、説明できる専門家を派遣する。



イ サポートの取り組み内容

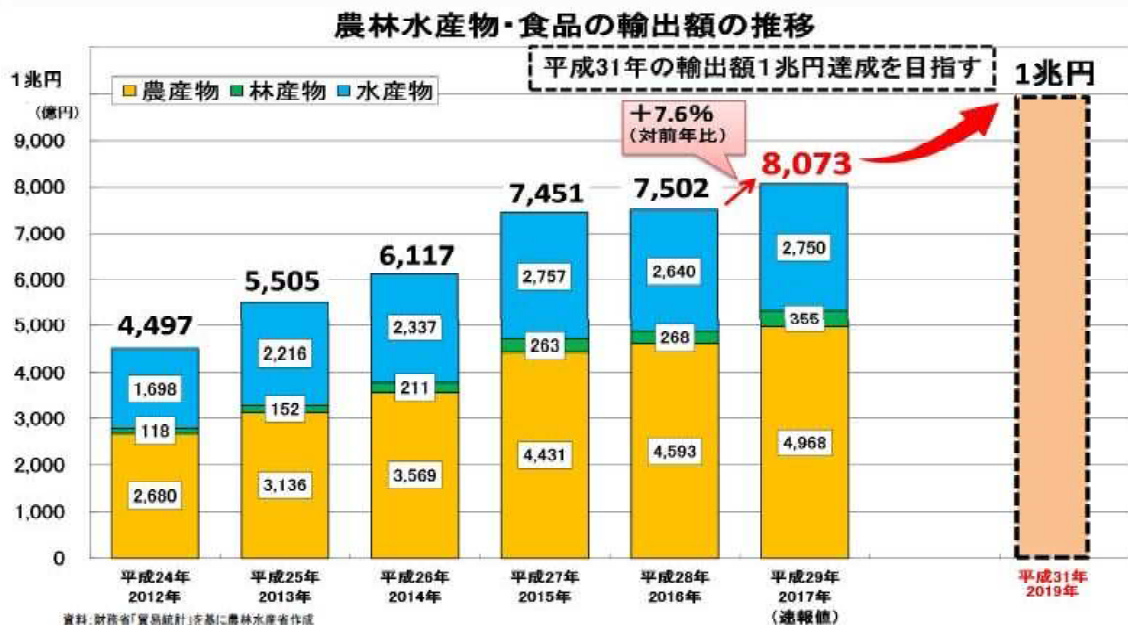
- ・自治体が主催する協議会等において、農産物輸出に係る輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準に関する規制状況等について、適宜アドバイスを実施した。
- ・協議会は、継続して開催され、その都度専門家を派遣して、出席者等の質問等に答えた。

5. 成果と課題

農林水産物・食品の輸出額の推移

MAFF

- 我が国の農林水産物・食品の輸出は、平成25年から5年連続で増加し、平成29年輸出実績(速報値)は8,073億円。
- 平成31年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標に向けて取組を進めている。



農林水産省HPから

我が国は、平成31年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大するとした政府目標を掲げている。これを達成するためには、先ず輸出しやすい環境作り、輸出先国の輸入条件に合致した農産物の育成など様々な課題を解決を図る必要がある。

本事業では、様々な課題のうち、①輸出先国の設定している植物検疫要求内容の解説・指導、②植物検疫要求に合致した栽培管理・病虫害対策、③輸出先国の設定している残留農薬基準をクリアできる農薬の適正使用の指導などによる技術的サポートを実施した。

平成29年5月から本事業を開始し、6月にはリーフレットの配布を行うなどして事業の認知度が上がるに従い、徐々に相談や問合せが増え、サポート依頼も増加した。主な成果としては、次の事項があげられる。

- ① 390件の相談を受け、153件の輸出産地カルテを作成したこと。

- ② 81産地等について、延べ181名の専門家を派遣したこと。
- ③ 技術的サポートの実施により実際に平成29年度中に輸出できた事例が22件あったこと。
- ④ 専門家の派遣は行わなかったものの、相談に応じて電話やメールによる説明や関係資料の送付を実施することにより、植物防疫所への輸出手続きがスムーズにできたとする事例があったこと。
- ⑤ 手続きの関係から輸出までは至らなかったが、制度が良く理解でき、次年度に向けて取り組みしやすくなったとする事例があったこと。
- ⑥ 講演により植物検疫制度や輸出先国の検疫条件が理解できたとする事例があったこと。

また、相談者からは、①植物防疫所への輸出手続きがスムーズにできた、②ビジネス上の関係から今回は輸出に至らなかったが、次年度に取り組みたい、③植物検疫制度が良く理解できた、④これまでも様々な助成などを受けてきたが、このような助成は初めてで、もっとやって欲しい、⑤説明や指導に来てくれるので助かるなど、本事業に対する肯定的な意見も多数寄せられた。

一方、課題としては、次の事項があげられる。

- ① 流通業者や地方自治体、JAなどから相談が多かったためか、1回のサポートで終了したものが多く、繰り返しのサポートが少なかったこと。
- ② 相談の受付後或いはサポート実施後において、相談者からの連絡を待ちとして、積極的なコンタクトが取れなかったこと。
- ③ 諸外国の植物検疫要求や残留基準値は、随時変更されることから、サポート事務局及び専門家が最新情報を入手するのに苦労したこと。
- ④ 植物検疫や栽培管理・病虫害防除、農薬の適正使用（残留農薬）以外の相談や問合せがサポート事務局及び専門家に寄せられ、対応できない事例があったこと。

これらの課題に的確に対応するためには、広報の強化、相談者に対する積極的なアプローチ、常に最新の情報を入手する方法の確立、農林水産省など関係機関との綿密な連携などが重要と思料された。また、本事業の初年度であったため、本事業の周知が十分でなく専門家の派遣がすぐできなかったことは反省点である。

6. 今後の取り組みについて

(1) 専門家の拡充

本事業では、技術的サポートを実施する各専門家の役割が重要となる。産地等が輸出に向けて取り組むには、専門家が相談者の課題を明確にし、きめ細かなサポートを繰り返し実施する必要がある。そのため、様々な分野の専門家が常時派遣できる体制の構築が必要である。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口は、地域性を考慮して設置する必要がある。相談者が電話のみならず、対面による相談も想定されるため、産地等に近いところに設置することが望ましい。

今年度の事業では、全国を10ブロックに区分けし、各ブロックに少なくとも1カ所以上の設置をすることを目標とした結果、全国に16カ所に設置したが、さらなる設置が必要である。

(3) 広報の強化

本事業を産地等に有効活用してもらうためには、広報が重要となる。事業の内容が理解しやすく、分かりやすく紹介するリーフレットを作成し、関係者に広く周知することやホームページの内容の充実を図ることも重要である。

今年度の事業では、農林水産省の機関や都道府県などを中心にリーフレットの配布を行い産地等へのPRを図ったが、サポート事務局や相談窓口から直接、農産物の輸出に関心を持っている市町村にもリーフレットを配布することも有効と思料する。

(4) サポートの充実

本事業では、相談者からの依頼を受け、専門家を派遣してサポートを実施することで対応してきたが、1回のサポートで対応終了する事例もあった。この要因は、自治体やJAからの相談が多く、実際に栽培管理や病害虫対応等が必要な生産者からの専門家の派遣依頼が少なかったためと考えている。

このため、一度相談を受けたサポート事案については、専門家が積極的に相談者に連絡し、その後の動向や新たな課題などを確認して、きめ細やかな専門家によるサポートを行うことが望まれる。

(5) サポート時に使用する資料の充実

専門家がサポートを実施する際に使用する資料は、相談者に分かりやすいものでなければならない。また、常に最新の情報に基づき事前に用意しておくことが求められる。

このため、当該資料については、平成29年度に使用した資料を事例毎に整理して、専門家で情報を共有し、統一した説明をすることが望まれる。

7. サポートに使用した主な資料

- 諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧（早見表：貨物編）（植物防疫所 HP より）
- 諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧（早見表：携帯品編）（植物防疫所 HP より）
- 諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧（早見表：郵便物編）（植物防疫所 HP より）
- 輸出入条件詳細情報（植物防疫所 HP より）
- 各国の輸入規則等詳細情報（植物防疫所 HP より）
- 品目別検疫条件一覧表（貨物）（植物防疫所 HP より）
- 国・品目別の具体的な植物検疫条件について（平成 28 年 12 月現在、農林水産省消費・安全局植物防疫課作成）
- 輸出植物検疫実績（植物防疫所 HP の統計データから担当専門家が抽出して加工）
- 財務省貿易統計（財務省 HP の統計データから担当専門家が抽出して加工）
- 台湾向け日本産りんご、なし、もも、すももの輸出検疫条件の概要（平成 27 年 3 月現在 植物防疫所 HP より）
- ベトナム向け日本産りんごの生果実の輸出解禁について（植物防疫所 HP より）
- ベトナム向け輸りんご登録選果こん包施設一覧表（植物防疫所 HP より）
- ベトナム向け日本産なしの生果実の輸出解禁について（植物防疫所 HP より）
- ベトナム向け輸出なし登録選果こん包施設一覧表（植物防疫所 HP より）
- タイ向け日本産カンキツ生果実の輸出検疫条件の概要（植物防疫所 HP より）
- 米国向け日本産なしの輸出検疫条件の概要（平成 27 年 3 月 植物防疫所より）
- 最近のうんしゅうみかんの輸出検疫の状況（農林水産省 HP より）
- 米国向け日本産うんしゅうみかんの輸出検疫条件の緩和について（平成 26 年 11 月 5 日農林水産省 プレスリリースより）
- 米国向けうんしゅうみかんの輸出検疫条件の合意について（九州産（福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県）うんしゅうみかんの輸出解禁）（平成 28 年 7 月 12 日 農林水産省 プレスリリースより）

- 米国向け日本産うんしゅうみかんの輸出検疫条件の概要（植物防疫所 HP より）
- EU加盟国向け日本産カンキツ生果実の輸出検疫条件の概要（植物防疫所 HP より）
- EU 向けカンキツ生果実の輸出検疫条件の緩和について（植物防疫所 HP より）
- COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION(EU)2016/1826 of 14 October 2016(Official Journal of the European Union(L279/88 15.10.2016))（EU・HP より）
- 米国向け日本産かき（柿）生果実の輸出解禁について（平成 29 年 9 月 12 日 農林水産省 プレスリリースより）
- Rules and Regulations Importation of Fresh Persimmon With Calyes From Japan Into the United States（米国 HP より）
- アメリカ向けカキの輸出検疫の流れ（概要の予想）（担当専門家が作成）
- オーストラリア向け日本産カキの輸出検疫条件の概要（植物防疫所 HP より）
- 豪州向け日本産かき（柿）生果実の新たな植物検疫条件での輸出解禁について～産地が取り組みやすい条件での輸出が可能となります～平成 30 年 1 月 26 日 農林水産省 プレスリリースより）
- 台湾向けなし穂木検疫の手引き・検疫手順等（植物防疫所作成）
- 諸外国向け盆栽等の輸出検疫に係る説明会（説明資料）（平成 29 年 2 月 植物防疫所作成）
- 諸外国向け植木・盆栽の輸出検疫とその関係手続き等について（プレゼン資料）（平成 29 年 10 月 23 日 担当専門家が作成）
- 日本産花き輸出マニュアル（平成 20 年 3 月 農林水産省生産局園芸課花き産業振興室作成）
- 各国向け精米の輸出に係る植物検疫条件等について（サポート事務局が作成）
- 中華人民共和国向け日本産精米の輸出検疫条件の概要（植物防疫所 HP より）
- 日本産精米の中国向け輸出について（農林水産省 HP より）
- 中国への精米の輸出について（農林水産省 HP より）
- 中国向け精米工場指定一覧（植物防疫所 HP より）
- 豪州向け精米くん蒸倉庫登録一覧（植物防疫所 HP より）
- 日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブック（（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会作成）

- 中国の木材に係る規則（中国・検疫検疫総局 HP より）
- ユーラシア経済同盟における統一植物検疫規則（植物防疫所 HP より）
- 輸出検疫の概要（サポート事務局が作成・プレゼンテーション資料）
- 農産物の輸出に係る諸外国の植物検疫要求の概要（サポート事務局が作成・プレゼンテーション資料）
- 輸出相手国の残留基準値に対応した生果実（いちご）の病虫害防除マニュアル（平成 28 年 10 月 農林水産省消費・安全局植物防疫課、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門作成）
- 輸出相手国の残留基準値に対応したりんご（無袋栽培）の病虫害防除マニュアル（平成 28 年 10 月 農林水産省消費・安全局植物防疫課、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門作成）
- 輸出相手国の残留基準値に対応した日本茶の病虫害防除マニュアル～煎茶（一番茶）・玉露編～（平成 27 年 8 月 農林水産省消費・安全局植物防疫課、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構野菜茶業研究所作成）
- 輸出相手国の残留基準値に対応した日本茶の病虫害防除マニュアル～抹茶・かぶせ茶編～（平成 28 年 10 月 農林水産省消費・安全局植物防疫課、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門作成）
- 諸外国における残留農薬基準値に関する情報（農林水産省 HP より）
- 品目別残留農薬基準値（農林水産省 HP より）
- 各国・地域等の残留農薬基準値（MRL）について（農林水産省 HP より）
- 日本における食品の安全性確保（農林水産省 HP より）
- 台湾の食品中の残留農薬の制限（台湾 HP からサポート事務局が和訳して作成）
- 香港のハウレンソウの残留基準値（香港 HP からサポート事務局が和訳して作成）
- 米国のカキの残留基準値（米国 HP から担当専門家が作成）
- 豪州のカキの残留基準値（豪州 HP から担当専門家が作成）
- 食品安全関係情報詳細（食品安全委員会 HP より）
- 農薬評価書 トリシクラゾール（2013 年 11 月 食品安全委員会農薬専門調査会作成）
- 15 年産国産米の残留農薬調査 農水省（内藤環境管理（株）作成）

- 農薬安全適正使用ガイドブック（全国農薬協同組合作成）
- 植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）（農林水産省 HP より）
- 諸外国・地域の規制措置（東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応）（農林水産省 HP より）
- 原発事故に係る諸外国・地域の規制措置（平成 29 年 10 月 13 日現在、農林水産省 HP より）